

第15回東京都メディカルコントロール協議会 会議録（協議結果）

日時：平成29年7月10日（月）14時00分から16時00分まで

場所：東京消防庁本部庁舎 7階特別会議室

出席：出席委員22名（代理含む）、欠席委員3名

1 開会

会議は審議事案について傷病者の個人情報に触れる部分を扱うため、今回は非公開とする。

2 委員紹介等

3 議題

(1) 審議事項

ア 事後検証委員会協議結果

救急活動に対する医学的観点からの事後検証について、以下の協議結果が報告され、総意を得た。

(ア) 脳脱傷病者に対する社会死判断の検討について

C P Aの要件を前提条件とし、さらに明らかな脳脱が認められる場合に指導医の助言を仰ぎ社会死判断することは問題ない。

今後、必要な委員会へ附議し、最終的に東京都MC協議会での承認を得て、救急活動基準の改正へと結びつける。

(イ) 傷病者搬送通知書の記載について

救命救急センターの医師とのコミュニケーション及び救急隊員のモチベーションの向上や、医師の評価が救急活動評価に繋がることから実施すべきである。

(ウ) 都外医療機関へ搬送時の処置に対する東京都メディカルコントロール協議会としての見解について

東京都メディカルコントロール協議会会長及び会長代理の連盟で、近隣のメディカルコントロール協議会あるいは医療機関に通知する。

(エ) 救急救命士処置拡大二行為（血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施）に係る事後検証について

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの東京消防庁における救急救命士処置拡大二行為に係る事後検証について報告された。

(オ) 気管挿管、薬剤投与の実施及びA E Dの使用状況について

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの各消防本部における気管挿管、薬剤投与の実施及びA E Dの使用状況等について報告された。

イ 救急処置基準委員会協議結果

救急処置基準等の策定について、以下の協議結果が報告され、総意を得た。

(ア) 救急活動基準「ビデオ喉頭鏡プロトコル」の策定について（第14回東京都メディカルコントロール協議会決定事項）

a 気管挿管プロトコルについて、ビデオ喉頭鏡におけるプロトコルを追

加する。

- b 気管挿管を行うにあたり、ビデオ喉頭鏡の選択については、現場及び傷病者の状況に応じて判断することを追加する。
- c 「気管挿管対象の除外」の内容を変更する。

- (イ) 「上気道デバイス使用時における胸骨圧迫要領」の見直しについて（救急処置基準委員会事務局からの附議事項）

JRC蘇生ガイドライン2015において「声門上気道デバイスを用いた場合は、適切な換気が可能な場合に限り連続した胸骨圧迫を実施してもよい。」とされていることから、上気道デバイス（LM、WBチューブ、LTS）により気道確保を実施し、適切な換気が可能な場合には、胸骨圧迫と人工呼吸を同期させることなく、胸骨圧迫は連続で実施する。

- (ウ) 「外傷性の心肺停止傷病者における社会死の判断基準」の見直しについて（事後検証委員会からの附議事項）

社会死の判断基準において、外傷による頭蓋骨外部へ脳の脱出したCPA傷病者の受傷状況から、社会通念上死亡と判断できるものとする。

- (エ) 「傷病者管理方法」の見直しについて

- a 傷病者の身体抑制の見直し

救急活動中における救急処置や搬送に伴う救急隊員及び傷病者等の安全を確保する必要がある場合の身体抑制について、現場活動における安全管理方策との整合性を図る。

- b 傷病者搬送要領及び関係者の同乗について内容の見直し

傷病者搬送中における、傷病者及び関係者の安全確保を確実に実施するために対応要領を追記し、事故防止を図る。

- (オ) 「個人情報の管理」の見直しについて

救急活動において傷病者等から聴取した個人情報の管理について、管理要領を示し事故防止を図る。

- ウ 傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準の一部改正（転院搬送における救急車の適正利用に関する検討委員会からの附議事項）

平成28年3月31日消防庁次長及び厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」通知が発出され、消防機関が実施する救急業務として行う転院搬送について、ルール化を図り、「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」に位置づけるよう示されたことから、東京都に設置された転院搬送における救急車の適正利用に関する検討委員会の検討結果を踏まえ、当該実施基準の一部を改正する。

(2) 報告事項

- ア 大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について

東京都メディカルコントロール協議会事務局より、大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について（平成29年3月30日消防救第48号消防庁救急企画室長通知）について報告された。

イ 応援救急隊における救急業務の実施について

東京都メディカルコントロール協議会事務局より、応援救急隊における救急業務の実施について（平成29年3月30日消防救第47号消防庁救急企画室長通知）について報告された。

(3) その他

附属機関等の委員の選任見直しについて

東京都メディカルコントロール協議会事務局より、附属機関等設置運営要綱（昭和62年5月1日付62総総行第5号）、附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（平成29年3月31日28総人調第77号総務局長通知）及び附属機関等の委員の適切な選任について（平成29年6月23日29総人調第4号総務局長通知）について報告された。

4 閉会

以上